

令和 7 年度

矢板市予算書

矢板市

令和7年度矢板市予算目次

1. 一般会計予算	1
2. 介護保険特別会計予算	9
3. 国民健康保険特別会計予算	13
4. 後期高齢者医療特別会計予算	17
5. ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計予算	19
6. 水道事業会計予算	21
7. 下水道事業会計予算	25

一般會計

議案第 1 号

令和 7 年度矢板市一般会計予算

令和 7 年度矢板市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 15,892,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 28 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		4,679,997
	1 市 民 税	1,883,157
	2 固 定 資 産 税	2,282,801
	3 軽 自 動 車 税	115,865
	4 市 た ば こ 税	229,044
	5 入 湯 税	900
	6 都 市 計 画 税	168,230
2 地 方 譲 与 税		178,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	33,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	100,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	45,000
3 利 子 割 交 付 金		700
	1 利 子 割 交 付 金	700
4 配 当 割 交 付 金		20,000
	1 配 当 割 交 付 金	20,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		20,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	20,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		70,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	70,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		770,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	770,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		29,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	29,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		17,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	17,000
10 地 方 特 例 交 付 金		32,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	29,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	3,000
11 地 方 交 付 税		3,013,000
	1 地 方 交 付 税	3,013,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		4,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,000

(単位：千円)

款	項	金 額
13 分 担 金 及 び 負 担 金		39,070
	1 負 担 金	39,070
14 使 用 料 及 び 手 数 料		158,171
	1 使 用 料	87,859
	2 手 数 料	70,312
15 国 庫 支 出 金		2,160,046
	1 国 庫 負 担 金	1,695,655
	2 国 庫 補 助 金	452,544
	3 委 託 金	11,847
16 県 支 出 金		1,177,213
	1 県 負 担 金	727,354
	2 県 補 助 金	359,121
	3 委 託 金	90,738
17 財 産 収 入		86,022
	1 財 産 運 用 収 入	21,285
	2 財 産 売 払 収 入	64,737
18 寄 附 金		56,001
	1 寄 附 金	56,001
19 繰 入 金		911,655
	1 基 金 繰 入 金	911,655
20 繰 越 金		250,000
	1 繰 越 金	250,000
21 諸 収 入		638,725
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	3,501
	2 市 預 金 利 子	347
	3 貸 付 金 元 利 収 入	220,000
	4 雑 入	414,877
22 市 債		1,581,400
	1 市 債	1,581,400
歳 入	合 計	15,892,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		147,258
	1 議 会 費	147,258
2 総 務 費		1,783,570
	1 総 務 管 理 費	1,341,249
	2 徴 税 費	226,683
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	124,240
	4 選 挙 費	28,336
	5 統 計 調 査 費	42,600
	6 監 査 委 員 費	20,462
3 民 生 費		5,221,407
	1 社 会 福 祉 費	2,921,216
	2 児 童 福 祉 費	1,878,623
	3 生 活 保 護 費	421,567
	4 災 害 救 助 費	1
4 衛 生 費		1,107,148
	1 保 健 衛 生 費	708,053
	2 清 掃 費	399,095
5 労 働 費		12,549
	1 労 働 諸 費	12,549
6 農 林 水 産 業 費		570,795
	1 農 業 費	478,355
	2 林 業 費	92,440
7 商 工 費		424,611
	1 商 工 費	424,611
8 土 木 費		1,682,862
	1 土 木 管 理 費	93,161
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,044,741
	3 河 川 費	24,118
	4 都 市 計 画 費	463,277
	5 住 宅 費	57,565
9 消 防 費		612,294
	1 消 防 費	612,294
10 教 育 費		3,029,588

(単位：千円)

款	項	金額
	1 教 育 総 務 費	405,280
	2 小 学 校 費	1,643,769
	3 中 学 校 費	232,807
	4 社 会 教 育 費	526,279
	5 保 健 体 育 費	221,453
11 災 害 復 旧 費		6
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	3
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3
12 公 債 費		1,279,482
	1 公 債 費	1,279,482
13 諸 支 出 金		430
	1 普 通 財 産 取 得 費	430
14 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出	合 計	15,892,000

第2表 継続費

(単位:千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10. 教育費	2. 小学校費	小学校施設大規模改修事業	3,270,944	令和7年度	1,090,314
				令和8年度	1,635,472
				令和9年度	545,158
10. 教育費	4. 社会教育費	文化会館維持管理事業	393,645	令和7年度	157,458
				令和8年度	236,187

第3表 債務負担行為

(単位:千円)

事項	期間	限度額
令和7年度栃木県信用保証協会の矢板市中小企業振興資金(緊急経営強化支援資金)融資保証に対する損失補償	令和7年度から令和14年度まで	令和7年度の融資額のうち栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から株式会社日本政策金融公庫が支払う保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額
令和7年度栃木県信用保証協会の矢板市中小企業振興資金(創業資金)融資保証に対する損失補償	令和7年度から令和14年度まで	令和7年度の融資額のうち栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から株式会社日本政策金融公庫が支払う保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額
令和7年度栃木県信用保証協会の矢板市中小企業振興資金(創業資金)利子補給金	令和7年度から令和14年度まで	令和7年度の融資額のうち中小企業創業支援資金融資利子補給金交付要綱第3条に基づき算出した額
庁舎整備基本計画策定支援業務	令和8年度から令和9年度まで	14,377
令和7年度用地取得奨励金	令和8年度から令和11年度まで	80,000
文化財保存活用地域計画(法定計画)作成業務	令和8年度から令和9年度まで	5,940

第4表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
旧法務局倉庫解体事業	2,100	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入の日から30年以内とし、その他については借入先融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
はつらつ館解体事業	42,100			
再エネ・省エネ設備導入事業	41,300			
県営土地改良事業	900			
団体営土地改良事業	1,400			
県単農業農村整備事業	5,400			
農地耕作条件改善事業	12,600			
道路整備事業	411,500			
河川整備事業	13,500			
公園整備事業	2,500			
街路事業	24,200			
公営住宅整備事業	11,500			
消防防災施設整備事業	32,700			
小学校教育施設等整備事業	817,700			
文化会館解体事業	162,000			

介 護 保 険 特 別 会 計

議案第 2 号

令和 7 年度矢板市介護保険特別会計予算

令和 7 年度矢板市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,110,400 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 28 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 介 護 保 険 料		708,455
	1 介 護 保 険 料	708,455
2 使 用 料 及 び 手 数 料		31
	1 手 数 料	31
3 国 庫 支 出 金		717,346
	1 国 庫 負 担 金	521,438
	2 国 庫 補 助 金	195,908
4 支 払 基 金 交 付 金		780,208
	1 支 払 基 金 交 付 金	780,208
5 県 支 出 金		419,765
	1 県 負 担 金	397,500
	2 県 補 助 金	22,265
6 財 産 収 入		1,556
	1 財 産 運 用 収 入	1,556
7 寄 附 金		1
	1 寄 附 金	1
8 繰 入 金		476,833
	1 一 般 会 計 繰 入 金	476,833
9 繰 越 金		6,200
	1 繰 越 金	6,200
10 諸 収 入		5
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	3
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	1
歳 入 合 計		3,110,400

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		81,670
	1 総 務 管 理 費	41,108
	2 徴 収 費	11,712
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	28,713
	4 趣 旨 普 及 費	137
2 保 険 給 付 費		2,827,500
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	2,625,000
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	55,200
	3 そ の 他 諸 費	2,700
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	67,200
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	8,700
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	68,700
3 地 域 支 援 事 業 費		137,468
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	42,045
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	19,936
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	75,307
	4 そ の 他 諸 費	180
4 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
5 基 金 積 立 金		58,761
	1 基 金 積 立 金	58,761
6 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		3,110,400

国 民 健 康 保 険 特 別 会 計

議案第 3 号

令和 7 年度矢板市国民健康保険特別会計予算

令和 7 年度矢板市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,458,300 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、70,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 28 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 税		599,397
	1 国 民 健 康 保 険 税	599,397
2 一 部 負 担 金		4
	1 一 部 負 担 金	4
3 使 用 料 及 び 手 数 料		600
	1 手 数 料	600
4 国 庫 支 出 金		1
	1 国 庫 補 助 金	1
5 県 支 出 金		2,560,067
	1 県 補 助 金	2,560,067
6 財 産 収 入		909
	1 財 産 運 用 収 入	909
7 寄 附 金		1
	1 寄 附 金	1
8 繰 入 金		259,657
	1 他 会 計 繰 入 金	259,657
9 繰 越 金		33,553
	1 繰 越 金	33,553
10 諸 収 入		4,111
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	3,004
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	1,106
歳 入 合 計		3,458,300

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		61,523
	1 総 務 管 理 費	35,468
	2 徴 税 費	25,705
	3 運 営 協 議 会 費	350
2 保 険 給 付 費		2,490,449
	1 療 養 諸 費	2,133,645
	2 高 額 療 養 費	345,899
	3 移 送 費	101
	4 出 産 育 児 諸 費	7,504
	5 葬 祭 諸 費	3,250
	6 傷 病 手 当 諸 費	50
3 国民健康保険事業費納付金		839,709
	1 医 療 給 付 費 分	563,666
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	211,682
	3 介 護 納 付 金 分	64,361
4 共 同 事 業 拠 出 金		126
	1 共 同 事 業 拠 出 金	126
5 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
6 保 健 事 業 費		49,799
	1 保 健 事 業 費	10,735
	2 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	39,064
7 積 立 金		5,533
	1 基 金 積 立 金	5,533
8 諸 支 出 金		6,160
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	6,160
9 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		3,458,300

後期高齢者医療特別会計

議案第4号

令和7年度矢板市後期高齢者医療特別会計予算

令和7年度矢板市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ536,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

令和7年2月28日提出

矢板市長 森 島 武 芳

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料		427,000
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	427,000
2 使 用 料 及 び 手 数 料		31
	1 手 数 料	31
3 繰 入 金		105,533
	1 一 般 会 計 繰 入 金	105,533
4 繰 越 金		3,000
	1 繰 越 金	3,000
5 諸 収 入		1,036
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	2
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,030
	3 雑 入	4
歳 入 合 計		536,600

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		6,552
	1 総 務 管 理 費	3,193
	2 徴 収 費	3,359
2 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		526,018
	1 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	526,018
3 諸 支 出 金		1,030
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,030
4 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出 合 計		536,600

ハッピーハイランド矢板排水処理事業
特 別 会 計

議案第 5 号

令和 7 年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計予算

令和 7 年度矢板市のハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10,700 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		9,431
	1 使 用 料	9,430
	2 手 数 料	1
2 財 産 収 入		61
	1 財 産 運 用 収 入	61
3 繰 越 金		1,207
	1 繰 越 金	1,207
4 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		10,700

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		9,353
	1 総 務 管 理 費	663
	2 施 設 管 理 費	8,690
2 積 立 金		1,047
	1 基 金 積 立 金	1,047
3 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出 合 計		10,700

水 道 事 業 会 計

議案第 6 号

令和 7 年度矢板市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 7 年度矢板市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| (1) 給 水 戸 数 | 13,000 戸 |
| (2) 年 間 給 水 量 | 3,287,000 m ³ |
| (3) 一 日 平 均 給 水 量 | 9,005 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | 施設整備事業 事業費 381,701 千円 |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- | | |
|--------------|------------|
| 第 1 款 水道事業収益 | 835,000 千円 |
| 第 1 項 営業収益 | 755,299 千円 |
| 第 2 項 営業外収益 | 79,698 千円 |
| 第 3 項 特別利益 | 3 千円 |

支 出

- | | |
|--------------|------------|
| 第 1 款 水道事業費用 | 738,000 千円 |
| 第 1 項 営業費用 | 706,378 千円 |
| 第 2 項 営業外費用 | 30,002 千円 |
| 第 3 項 特別損失 | 620 千円 |
| 第 4 項 予備費 | 1,000 千円 |

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 362,000 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 31,525 千円及び当年度分損益勘定留保資金 330,475 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	122,000 千円
第1項	企業債	100,000 千円
第2項	国庫補助金	1 千円
第3項	負担金	21,997 千円
第4項	出資金	1 千円
第5項	固定資産売却代金	1 千円

支 出

第1款	資本的支出	484,000 千円
第1項	建設改良費	383,550 千円
第2項	企業債償還金	99,449 千円
第3項	補助金返還金	1 千円
第4項	予備費	1,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
施設整備 事業	100,000 千円	証書借入	4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率)	借入の日から40年以内と し、その他については借入 先の融資条件による。ただ し、企業財政その他の都合 により据置期間及び償還期 限を短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借換えする ことができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1款 水道事業費用

第1項 営業費用 及び 第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 78,047 千円

(2) 交 際 費 10 千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道事業の営業助成として、他の会計からこの会計へ補助を受ける金額は、公共消火栓維持管理のため8,460千円、市営住宅給水装置維持管理のため1,732千円、公共下水道事業会計職員庁舎使用のため1,552千円及びGISシステム保守等(下水道分)のための1,146千円である。

(他会計からの負担金)

第10条 水道事業の経費のうち、他の会計からこの会計へ負担を受ける金額は、公共消火栓設置のための3,500千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産購入限度額は、19,000千円と定める。

令和7年2月28日提出

矢板市長 森 島 武 芳

下水道事業会計

議案第 7 号

令和 7 年度矢板市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 7 年度矢板市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	5,100 戸
(2) 年 間 有 収 水 量	1,466,456 m ³
(3) 一日平均有収水量	4,018 m ³
(4) 主要な建設改良事業	管渠建設改良費 202,065 千円

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 下水道事業収益	700,600 千円
第 1 項 営業収益	272,519 千円
第 2 項 営業外収益	428,078 千円
第 3 項 特別利益	3 千円

支 出

第 1 款 下水道事業費用	698,700 千円
第 1 項 営業費用	661,564 千円
第 2 項 営業外費用	36,373 千円
第 3 項 特別損失	163 千円
第 4 項 予備費	600 千円

(資本的收入及び支出)

第 4 条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 126,800 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 17,437 千円、当年度分損益勘定留保資金 52,937 千円及び未処分利益剰余金 56,426 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	332,500 千円
第1項	企業債	135,400 千円
第2項	他会計補助金	145,635 千円
第3項	補助金	50,000 千円
第4項	受益者分担金	1 千円
第5項	受益者負担金	1,464 千円

支 出

第1款	資本的支出	459,300 千円
第1項	建設改良費	225,245 千円
第2項	企業債償還金	234,055 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
施設整備 事業	135,400 千円	証書借入	4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率)	借入の日から40年以内と し、その他については借入 先の融資条件による。ただ し、企業財政その他の都合 により据置期間及び償還期 限を短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借換えする ことができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1款 下水道事業費用

第1項 営業費用、 第2項 営業外費用 及び 第3項 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 58,896 千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業経営安定のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、270,424 千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 未処分利益剰余金 56,426 千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 第4条資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補てんとして
56,426 千円

令和7年2月28日提出

矢板市長 森 島 武 芳

